

レバノンにおけるパレスチナ人難民の包摂と排除 ——現代中東における少数派と権力分有構造——

岡部 友樹*

Inclusion and Exclusion of Palestinian Refugees in Lebanon:
Minorities and the Power Sharing Regime in Contemporary Middle East

OKABE Yuki

This research note primarily investigates the state-minority relationships in the Middle East by focusing on Palestinian refugees in Lebanon. In deeply divided societies, the way to secure political stability has been studied by consociational school led by Arend Lijphart. In contrast to the chain of academic currents, Ian S. Lustick's theory of "control" offers another perspective. Based on later theory that stipulates the control of the minority for achieving political stability, I would like to hypothesize a new perspective to understand how the Lebanese government and Palestinian refugees are intertwined.

To expand the field of state-minority theory, I first review literatures that address minority issues in the Middle East and their connections with state governance. Second, I provide a brief outline of the Palestinians' history in Lebanon, where they are marginalized outside of formal institutions. Third, I detail the decision to create the governmental organization "Lebanese-Palestinian Dialogue Committee (LPDC)," which was founded in 2005, to highlight a specific case for contemplating the state-minority relationship. This case illustrates how the state came to organize certain policies concerning minority problems, and conversely, how the minority seeks to interact with state. This results in a final crystallization of state policy towards the minority.

はじめに

現代中東地域の政治において宗教・言語・民族の多様性が各国の安定性や秩序を維持・崩壊させる力をもっており、いかに持続的に体制維持を図るかということが執政者にとって優先課題としての地位を占めている。本稿ではレバノン政府のパレスチナ人難民政策を事例として、レバノンの権力分有構造と国内の少数派であるパレスチナ人難民のかかわりを検討したい。とりわけ政治体制の外におかれ、国内の社会問題と化している集団に対する執政府の統治をコントロール論の知見を利用し、政策決定過程に着目して論ずることが本稿の主題である。

1. 現代中東における少数派の統治構造

本稿では現代中東地域における少数派を分析する際に、統治する側すなわち執政府の側からの視点を主に議論の主題とする。先行研究においては、中東地域における少数派それ自体を扱った研究には枚挙にいとまがなく、個々の宗派や宗教・民族の事例を詳細に分析し記述するものが大半を占める一方で、それらが政治体制との関連でどのように統治されているかという点が看過されてきた。それに加えて、少数派のもつ2つの側面すなわち①少数派の絶対的な人口数と国内に

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

における人口割合、②政治・経済・社会的権利がどの程度付与されているか、についても考慮する必要がある。

また本稿で政府の「統治構造」をいう場合には、少数派が政治的権利を付与されているか否かという点に着目したい。この点は政治体制の中で代表がなされているか否かという点と直結し、政治体制外にある少数派すなわち本稿で取り上げるパレスチナ難民を議論する際には、政治体制それ自体を論ずることとは異なる論点が生じる。なぜならば政治体制の中には組み込まれないが、当該少数派の社会的存在は国内において際立っており、国家行政の中で処理されているという事例を考える際に、政治体制と社会問題化した少数派の存在との関連は政治体制のみを論ずるだけではとらえきれないからである。

最初に少数派を定義した後に、中東における少数派の先行研究を整理したい。オスマン帝国の崩壊から第1次および第2次世界大戦の過程で中東に国民国家体制が敷かれた後に、現代中東の少数派を扱った初期の研究として、1946年のA・ホウラーニーの著作が挙げられる [Hourani 1946]。彼の類型化ではイスラームのスナ派とアラブという基準が用いられ、その軸に従って少数派が並べられている。少数派に関する定義は歴史的文脈に依存しており、このような定義は委任統治政府や大戦期の研究者が多様に使用していて、価値中立的でないことはホワイトの研究 [White 2011] によって指摘されている。フランス委任統治期において「シリア」という国民国家が形成された1930年代以降に「多数派／少数派」という概念が使用されるようになった。

少数派および多数派の定義は本質的に争われる概念 (essentially contested concept) であるため、ここでは便宜上ストームの用いる単純な類型化に基づく定義にしたがうことにする [Storm 2005]。彼女によれば、中東における少数派は宗教・民族・政治的特徴の3つに区分される。宗教的少数派はイスラームを中心として考えられており、国家に占める人口が少ないということが特徴としてある。たとえば、アラウィー派、ドゥルーズ派、イスマーイール派、バハイ教などである。次に民族的少数派は、宗教的要素と重なりあうものの、パレスチナ人やクルド人などの民族を基準とした際に国家人口に占める割合が小さいものをいう。例として、トルコのクルド人やレバノンのパレスチナ人がそうである。最後に政治的少数派は、宗教・民族を基準とした数的な基準から離れ、相当な数が存在しても政治的権利が小さく、その意味において国家での影響力が低い社会集団を指す。その一例としてはシリアのスナ派、イランのスナ派、サウディアラビアのシーア派などが挙げられる。

中東の少数派に関する暫定的な定義と類型化は以上の通りであるが、これについて分析枠組みを精緻化した先行研究はそれほどはない。その理由として個々の少数派の詳細の記述に力が入られる一方で [宇野 1996; McLaurin ed. 1979; Nisan 2002; Schulze, Stokes and Cambell eds. 1996; Usuki and Kato eds. 2003]、国家との関係と少数派の動員という2つの点が研究者の関心から抜け落ちていることが理由にある。後者の少数派の動員は、社会運動論の視点から多くの研究が出ており、本稿で扱うパレスチナ人の事例でも、とりわけ西岸でのインティファダに関する研究の蓄積がある。それに対して前者の国家との関係は分析枠組みに乏しく、少数派の置かれた状況を事実の列挙の下に描くものが少なくない。

また、国家と少数派の関係という場合、国家がどのような政策を講じ、政治的な安定が少数派の統治という点からいかに担保されるかという点をマクロに論じる必要がある。この点に先鞭をつけたのは、ガーの著書『危機の少数派』 [1993] であり、地域的な制約のない一般的な理論を構築しようという試みである。彼らの定式化では、少数派による民族的暴力の発生に至る段階での7つの

要因を整理しており、国家と少数派との関係において少数派の動員に力点が置かれている。この先行研究を踏まえた上で、さらなる国家と少数派の分析枠組みに必要なと思われるのはむしろ国家からの視点である。すなわち国家がいかにか少数派に対して政策を行使し、それに対して少数派はいかに国家機構と妥協または決裂をしていくのかという点が必要になる。その点を考える上で、本稿ではとりわけ国家の政策に焦点を絞る。

国家の少数派に対する政策を理論的に提唱したのはルスティックの1979年の論文[Lustick 1979]である。彼の一連の著作においてイスラエルに居住するアラブ人の事例をもとに国家による少数派の「コントロール論」を定式化している。この理論が国家と少数派との関係性を考える上で有効だと思われる理由は以下のとおりである。少数派に関する研究を国家の目線から記述する場合、いかに当該少数派が搾取されており、絶望的な状態にあるかという「国家の悪」が描かれる傾向にあり、国家がそのような政策をとるメカニズムや正当化が見過ごされがちである。ルスティックの主眼は、中東地域などに顕著な民族・宗教の多様性が特徴である「分断社会」において政治的安定性はいかにたもたれるかという点にあり、国家による少数派のコントロール方法を類型化している。

分断社会における政治的安定性を保つうえで、国家が少数派を統治するというコントロール論は以下の方法によってなされるという——①分断化(segmentation) ②依存(dependence) ③コオプテーション(co-optation)。大きく3つの方法で国家は少数派を統治しており、ルスティックの分析から見えてくる点は第一に、分断されながらも安定的な社会において、民族間の差異が強調されず、民族が政治的に動員されることがない理由(=コントロール)を積極的に説明できる。第二に、民族集団間の安定を規定するのは暴力や抑圧などの強制的手段に限らず、政治・経済メカニズム、制度の配置、法的枠組み、社会文化環境などの手段が用いられる。

ここで注意すべき点は、彼のコントロール論が提出された背景にはオランダの政治学者レイプハルトに対する対抗的意識が強く存在するという点である。レイプハルトは1960～1970年代の著作において、分断社会における政治的安定を主眼とし、オランダ・スイス・ベルギーなどのヨーロッパの小国が多極共存型民主主義体制(consociational democracy)として分析を行い、従来のアングロ・アメリカン型の民主主義の論理とは別の論理において民主主義が安定的に運営されていると主張した[Lijphart 1977]。ルスティックの対抗意識が意味するところは、レイプハルトたちの学派に対する批判として、分析対象が「開放的な」「民主主義」体制に限定されており、さらに多極共存型民主主義における「デモクラシー」の観点が曖昧であることを批判している。さらにレバノンなどの多極共存型民主主義が確実に根付いていない分断社会では、暴動・紛争・内戦に至らないための次善の策としてコントロールが行われようという新たな点を提起している。

ただし、両者の論点は必ずしもかみ合っておらず、レイプハルトが政治体制を主として民主主義体制の安定に帰するものとしたのに対して、ルスティックは政治体制に限らず、政治的安定をもたらすのは少数派の適正なコントロールだとしている。それゆえに、ルスティックのコントロール論を本稿の事例に適用する際に注意すべき点は、統治の方法としてのコントロールの方法が広範に及ぶために、結局何が政府の行う統治政策なのかという点が見えにくくなるということである。以下ではレバノンにおける政治体制とくに権力分有構造に着目しながら、ルスティックの議論を援用したい。

以上で、国家による少数派の統治政策をコントロール論を土台に確認した。次に中東における権力分有構造に関する先行研究を概観する。権力分有は政治体制において、首長・議席・官職が言語・

民族・宗教を基準としてあらかじめ分配される様式を指す。権力分有論の系譜は、レイプハルトの著作を嚆矢として、南アフリカや旧ユーゴスラヴィア、マレーシアなどの非西欧社会での政治体制において、アカデミズムの理論的な場でも紛争後社会で新たに政治体制を創成する実践的な場においても議論がなされてきた。

本稿で扱うレバノンの政治体制は、レイプハルトが「多極共存型民主主義体制」の一事例として挙げているように、1975～1990年の内戦が起きる以前には、イスラームとキリスト教との間での権力の分有がなされ、政治的安定が保たれていた。1943年に独立したレバノンは「国民協約」のもと、暗黙の合意として両者の間で権力分有が決められた。レバノンの権力分有体制は独立時に突如として現れたものではなく、1860年のオスマン帝国下での「ムタサリフィーヤ」にその起源を発している。ただし、現代の国民国家体制という文脈では、独立時を起点とすることが適切であり、以下ではその特徴を簡潔にまとめる。

まず、大統領と首相、国民議会の議長の三者の役割りがそれぞれキリスト教マロン派、イスラーム・スンナ派、イスラーム・シーア派に与えられた。この3者が国の最高決定を司り、それぞれに拒否権がある。次に、議席配分はキリスト教とイスラームが6対5とされ、内戦後に5対5に是正された経緯がある。そして大臣などの官職は慣例にしたがって宗派ごとに配分されており、ポストによっては時代ごとに改正がなされている。

そのような権力分有体制において、どのように政治体制と少数派の統治が関連しているのだろうか。まず確認すべき点は、本稿で扱うパレスチナ人難民は上記政治制度の枠外にあることである。そのため、レイプハルトの志向した政治体制のレベルにおける民主主義体制の安定という議論からはずれるものとなっている。また、ルスティックのいうコントロール論においても、選挙権・被選挙権の無いパレスチナ人難民は、2つ目の経済的依存という意味においてだけ当てはまり、政治体制との関連はそれほど明確に見出せるものではない。そこで、両者を補うために、ハンフが提案したレバノン内戦の研究のなかで紛争の管理という視点を採用したい [Hanf 2015]。

彼は18の公認宗教が存在するレバノンのような分断社会では、どのように新たな紛争を予防するかという点が重要だと主張する。この視点は上記の二人の理論を包摂するものであり、現代において国内の社会問題と化したパレスチナ難民の存在を紛争の管理の目的から政策決定をして、一方的なコントロールというだけでなく、国家と少数派の相互関係の中で紛争管理が達成される特有の状況を理論的に説明できるのである。なぜならばパレスチナ人難民は、当時興盛を誇ったパレスチナ解放運動の拠点がレバノンの領土に確立され、レバノン政府とパレスチナ解放機構 (PLO) との間で秘密裏に結ばれたカイロ合意が根拠となり、1975年から始まったレバノン内戦を引き起こした主要な原因とされるためである。もちろん内戦の勃発に関しては、その開始・期間・終結に関して議論が現在でも行われており、レバノンのそもそもの脆弱な人口動態が基盤にあったがゆえのことであるとの意見も出されていることから、一概にパレスチナ側に原因を帰すことはできない。しかし、1982年にパレスチナ解放勢力およびPLOがチュニスに退避した後は、パレスチナ人難民が取り残され、政治的代表を担う組織を欠き、内戦の過程の中で「少数派」として周縁化されていったという状況がある。

2. レバノンとパレスチナの関係性

レバノンとパレスチナを並列した場合、両者の関係性は地理的な近接性、民族的な共通性、そしてレバノンの独立と1947～48年のイスラエル-パレスチナ紛争以後の政治的関係性が主なポイント

トとなる。初めに民族的な共通性の観点から、パレスチナ人難民の離散の後から内戦に至るまでに、難民を含めたパレスチナ人がレバノン国内においてどのように位置にあったかを述べる。次に二国間の政治的関係性の観点から、とりわけパレスチナ解放運動に焦点を当てて整理を試みる。

一つ目の民族的な共通性に焦点を当てた場合、とりわけレバノン南部とパレスチナ北部は一体の領土であったことから、両者の住民の間には親族・血縁関係が存在した。それは現在においても顕在化しており、それは1997年にレバノン政府が南部に居住するパレスチナ人に対して国籍を与えたことによく示されている。国籍付与の正当化は、もともと南部に住んでいたパレスチナ人とされる人々は1948年のイスラエル建国に伴う難民化の結果移動せざるを得なくなったのであり、もともとはレバノン側に本籍地を持つというものである。

二つ目の政治的関係性から見る場合、国際関係においては UNRWA (United Nations Relief and Work Agency for Palestine Refugee in the Near East: 国際連合パレスチナ難民救済事業機関) の重要性が特筆に値する。国連総会決議に基づいて1950年に設置された UNRWA はパレスチナ難民に特化した組織としてパレスチナを含むその周辺国において救済事業を行うことがマンデートとして与えられた。UNRWA の活動する国は、パレスチナのヨルダン川西岸地区、ガザ地区、シリア、レバノン、ヨルダンである。次に二国間に焦点を絞った場合、1965年に PLO が創設されたことが大きい。ヤースィル・アラファートが組織した PLO は1960年代のパレスチナ解放運動の前衛的存在となり、1970年にヨルダンから追放されたのちにレバノンに居を移した。1969年にレバノン政府とカイロ合意を結び、キャンプ内の自治、労働権、そしてイスラエルに対する武力攻撃が容認されることとなった。この合意は1987年にレバノン政府によって一方的に破棄されることとなる。

3. 「レバノン・パレスチナ対話委員会」の政策決定過程

本節では、レバノンに居住するパレスチナ人難民について、時系列的に具体的な政策の決定過程をみていく。時系列としては①イスラエル-パレスチナ紛争による離散から内戦に至るまで(1948～1975年)、②内戦の開始から PLO の国外退去まで(1975～1982年) ③ PLO 撤退後のマイノリティとなる時期からレバノンにおけるシリア軍の撤退まで(1982～2005年) ④レバノンの主権回復と「レバノン・パレスチナ対話委員会」創設およびパレスチナ大使館創設から現在まで(2005年以降)の4つの段階に分けられる。この時系列を採用する理由をとくに②から④の段階において説明する必要がある。ペティートによれば、レバノンにおけるパレスチナ難民の存在は、難民(refugee) → 革命勢力(revolutionary) → 少数派(minority) と推移していった [Peteeet 1996]。

1948年のナクバ(nakba, 「大災厄」=祖国喪失)により、パレスチナ隣国に離散をした人々は各々のホスト国において異なる扱いの下に置かれるようになった。たとえば、ヨルダンではパレスチナ人が政治・社会・経済的権利を付与され、現在では国会議員になる者もいる。それに近い状態としてシリアでは政治的権利を除く権利が付与され、兵役の義務があるなど、日常生活の中ではシリア人とほぼ同等の権利と義務が与えられた。上記2国と対照的なレバノンでは、政治・社会・経済的権利は付与されず、UNRWA に登録されているパレスチナ難民のほぼ半数がキャンプの中で生活を送り、貧困率も他のホスト国に比べて高い。比較をしてみるとわかる通り、1982年以降にパトロンを失ったレバノンのパレスチナ難民は、国家の中で一つの少数派となり、レバノン国家にとって本国のパレスチナ自治政府とイスラエルとの関係における国際問題というより、純粋な国内における社会問題と化した。

上記の時系列の区分を見ると、2005年以降がパレスチナ難民にとって分水嶺となった。それは

レバノンからのシリア軍の撤退により政府がシリアから独立して議会を開き、通常の状態を取り戻したことから、2006年にPLOの代表事務所がレバノンに開かれたことによって、レバノン政府とパレスチナ自治政府との間での政治的コミュニケーションが公式に開かれるようになったことに由来する。

上記に加えて本節の検討事項である「レバノン・パレスチナ対話委員会 (Lebanese-Palestinian Dialogue Committee: LPDC, Lajna al-Ḥiwār al-Lubnānī al-Filasṭīnī)」(以下LPDC)が創設され、レバノン政府の統一的なパレスチナ人難民政策の端緒となったことは、両者の関係性に新たな機運をもたらした。LPDCは2005年10月に首相府の下に作られた諮問委員会であり、当時のフアード・スィニューラ首相が始めたものである。設立当初の名前は「大臣間ワーキンググループ」とされており、2008年に開催されたナハル・アル＝バーリド難民キャンプの再建のための有識者会議において、議事事項の中に「パレスチナ人との対話」という項目が盛り込まれたため、メディアによって「対話委員会」と名付けられた。LPDCは4つの目標を掲げてた——①難民キャンプ内外に居住するパレスチナ難民の社会・経済・法・安全保障に関わる生活環境の改善、②難民キャンプ外にいるパレスチナ武装勢力の解体、③難民キャンプ内の武装解除、④レバノンとパレスチナの外交関係の検討。

独立以来レバノン政府は国内に流入したパレスチナ難民を統治すべく、行政機関を創設したが、国家の統一的な政策として結実することはなく、2005年まで待たざるを得なかった。なぜ2005年にこのような組織ができ、発展したのかという理由に関して、3点を挙げることができる。一つ目にレバノンの脆弱な人口動態がある。フィッロが指摘するように、1932年のセンサスに基づいて政治権力が配分されているため、常に現実の政治は「仮想的人口動態 (virtual demography)」[Firro 2002: 205]に基づいて行われている。センサスを行わないことが暗黙の了解となっており、1948年の独立直後のパレスチナ難民の流入は人口バランスを大きく変えうる潜在的な脅威となった。レバノン政府はパレスチナ難民の流入以来、例外を除いてほとんどのパレスチナ人を帰化させることなく、現在まで約70年がたっている。

二つ目に内戦の記憶が挙げられる。内戦の直接または間接的な要因となったパレスチナ難民の存在は、内戦後にレバノン人の軍事リーダーに与えられた恩赦がパレスチナ人に適用されないなど、今でも禍根を残す形となっている。三つ目に難民キャンプの物理的存在が生む問題がある。難民キャンプ内の自治は1969年に結ばれたカイロ合意以降、事実上レバノン軍が入り込めない治外法権となっている。その中では武器が流通しているとの報告がなされ、キャンプ内でも散発的な武力衝突が起こっている。ただし、この武力衝突はあくまでキャンプ内のことであり、キャンプ外のレバノン市民に向けられたものではない。

そして第三に、2007年5月のナハル・アル＝バーリド難民キャンプでの事件により、難民キャンプの存在が国内安全保障の問題として一層重要度を高める結果となったことが挙げられる。レバノン北部に位置する当該キャンプにおいてファタハ・イスラームというイスラーム過激派がレバノン軍と衝突し、キャンプに居住していた住民が巻き添えになる事件が起こった。キャンプは壊滅的なダメージを受け、軍事衝突に利害関係のない一般のパレスチナ難民たちは別のキャンプに逃れざるを得ず、ファタハ・イスラームは掃討されたものの、現在もキャンプの復興が続いている状況である。

以上に示したレバノンとパレスチナ難民の関係を規定する3つの要因、人口動態・内戦・難民キャンプの安全保障は、時代ごとに重要性の違いはあるものの建国以来一貫してレバノン政府が重

視している問題である。それを背景に、2005年にシリア軍のレバノンからの撤退を受け、当時のスニニューラ政権はレバノン国家固有の社会問題としての「パレスチナ問題」を改善すべく LPDC を創設するに至った。

4. 終わりに

これまでに述べてきた内容を再度整理したい。第1節では国家の政治体制と少数派との関係をめぐる理論に関する内容を整理した。その中でルスティックのコントロール論は分断社会における政治的安定のために政府は少数派を統治するという有益な視点を得、彼の理論を補うべくハンフの重視した紛争の管理の視点が重要であることを述べた。第2節ではレバノンとパレスチナの関係性を二つの視点から整理し、第3節において、レバノン政府によるパレスチナ難民の統治政策の具体例として「レバノン・パレスチナ対話委員会(LPDC)」の設置過程および政策内容を確認した。

内戦の繰り返しやキャンプに端を発する武力衝突などの紛争の発生を管理するために、レバノン政府は公式な政治チャンネルとしての LPDC を創設した。内戦後の紛争管理の術はシリアに実権を握られていたことから、レバノンの政治リーダーが統一的な見解は集約されず、個々の宗派集団が個人的な関係をもとに、パレスチナ側との関係性を築いていた。しかし、2005年以降は LPDC の委員長が中心となり、レバノン議会において主要な8つの政党の議員およびレバノンに居を構えるすべてのパレスチナの政党のリーダーとの公式・非公式の会合を繰り返すことにより信頼を醸成していった。

LPDC という政治チャンネルを通して、政治体制からは除外されているパレスチナ人の存在は部分的ながら代表され、両者の衝突を未然に防いで、有事の際にも公式なホットラインにより紛争が管理されるという成果があがった。しかしながら、あくまで LPDC は諮問委員会であるため最終的な決定権はない。これを象徴するのは、レバノン議会においてパレスチナ人難民の問題はほとんど議論されることなく、こうした委員会を通じてのみレバノンの政党間でのコンセンサスが得られたという事実がある。今後の研究では、非公式な制度を通じての決定がパレスチナ難民に関するものに特有であったのか否か、また分断社会における政治的安定は制度外の政策によっても支えられているという視点を踏まえた上で、紛争管理に関する研究を深めていきたい。

参考文献

<一次資料>

Lebanese-Palestinian Dialogue Committee. 2013. *Towards a Unified National Policy for Palestinian Refugees in Lebanon and a Future Vision for LPDC.*

———. 2016. *A Unified Lebanese Vision For the Palestinian Refugees Affairs in Lebanon.*

<二次資料>

宇野昌樹 1996 『イスラーム・ドルーズ派——イスラーム少数派からみた中東社会』第三書館。

Brynen, R. 1990. *Sanctuary and Survival: The PLO in Lebanon.* Boulder: Westview Press.

Fakhoury, F. M. 2009. *Democracy and Power-Sharing in Stormy Weather: The Case of Lebanon.* Wiesbaden: VS. Verlag.

Fearon, D. J., K. Kasara and D. D. Laitin. 2007. "Ethnic Minority and Civil War Onset," *American*

- Political Science Review* 101(1), pp.187–193.
- Fearon, D. J. 2011. “Sons of the Soil, Migrant, and Civil War,” *World Development* 39(2), pp. 199–211.
- Firro, M. K. 2002. *Inventing Lebanon: Nationalism and the State under the Mandate*. London and New York: I. B. Tauris.
- Gurr, T. P. 1993. *Minorities at Risk: A Global View of Ethnopolitical Conflicts*. Washington, D.C.: United States Institute of Peace.
- Hanf, T. 2015. *Coexistence in Wartime Lebanon: Decline of a State and Rise of a Nation*. London and New York: I. B. Tauris.
- Hourani, A. 1946. *Minorities in the Arab World*. Oxford: Oxford University Press.
- Khalidi, R. 1985. *Under Siege: PLO Decision Making During the 1982 War*. New York: Columbia University Press.
- Khalidi, W. 1979. *Conflict and Violence in Lebanon: Confrontation in the Middle East*. Cambridge, MA: Harvard Studies in International Affairs.
- Laitin, D. D. 2009. “Immigrant Communities and Civil War,” *The International Migration Review* 43(1), pp. 35–59.
- Lijphart, A. 1977. *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration*. New Haven: Yale University Press.
- Lustick, S. I. 1979. “Stability in Deeply Divided Societies: Consociationalism versus Control,” *World Politics* 3(3), pp. 325–344.
- . 1980. *Arabs in the Jewish State: Israel’s Control of a National Minority*. Austin: University of Texas Press.
- . 1997. “Lijphart, Lakatos, and Consociationalism,” *World Politics* 50(1), pp. 88–117.
- McLaurin, R. D. (ed.). 1979. *The Political Role of Minority Groups in the Middle East*. New York: Praeger.
- Nisan, M. 2002. *Minorities in the Middle East: A History of Struggle and Self-expression*. Jefferson, N.C.: McFarland & Co.
- Nordlinger, E. 1972. *Conflict Regulation in Deeply Divided Societies*. Cambridge: Center for International Affairs, Harvard University, Occasional Papers No.29.
- Peteet, J. 1996. “From Refugees to Minority: Palestinians in Post-War Lebanon,” *Middle East Report* (200), pp. 27–30.
- Picard, E. 1996. *Lebanon, A Shattered Country: Myths and Realities of the War in Lebanon*. New York: Holmes and Meier.
- Sayigh, R. 2015. *Too Many Enemies: Palestinian Experience in Lebanon*. Beirut: Al Mashiq.
- Sayigh, Y. 2011. *Armed Struggle and the Search for State: The Palestinian National Movement, 1949–1993*. Oxford: Oxford University Press.
- Schulze, K. E., M. Stokes, and C. Campbell (eds.). 1996. *Nationalism, Minorities and Diasporas: Identities and Rights in the Middle East*. London and New York: I.B. Tauris.
- Storm, L. 2005. “Ethnonational Minorities in the Middle East: Berbers, Kurds, and Palestinians,” in M. Y. Choueiri (ed.). *A Companion to the History of the Middle East*. Oxford: Blackwell, pp. 462–485.

- Usuki, A. and H. Kato (eds.). 2003. *Islam in the Middle Eastern Studies: Muslims and Minorities*.
Osaka: Japan Center for Area Studies, National Museum of Ethnology.
- White, B. T. 2011. *The Emergence of Minorities in the Middle East: The Politics of Community in French Mandate Syria*. Edinburgh: Edinburgh University Press.